

# 廃棄物臨時搬入許可申請書

足柄西部清掃組合長 殿

足柄西部環境センターに廃棄物を搬入したいので、次のとおり申請いたします。

下記太枠内の記入をお願いいたします。

令和 年 月 日  
神奈川県足柄上郡

申請者 住所：  
氏名： (印)

連絡先：  
※申請者と同一の場合は記入不要です。

住所：  
氏名：

連絡先：

車種： 乗用車・軽トラック・トラック

ナンバー： 搬入者

回数： 回

品名	数量	種別	備考
		可燃粗大／不燃粗大	
合計数量		内訳【可燃粗大： 点、不燃粗大： 点】	

### 確認事項

令和 年 月 日

運転者氏名（自署）

私は、搬入する廃棄物について次の項目に該当するものが積載されていないことを確認します。また、裏面搬入許可条件について確実に履行します。これらの事項に反した場合には、当該廃棄物を持ち帰ります。また、施設内での事故等については、自己責任とし、諸施設に損害を与えたときは賠償します。

### ・搬入できないごみ

**事業系ごみ、資源ごみ（紙類、ダンボール、古着、ビン、缶等）、処理困難物、危険物、有害物、産業廃棄物、家電リサイクル法対象物、PCリサイクル法対象物など**

※搬入当日に窓口にて運転免許証等で本人・住所確認をさせていただきます。

※計量方法は車両からごみを降ろす前と降ろした後、施設内の計量機で2度車両を計量（10kg単位）し、その重量の差としています。このため、ご自身が計量した数値と異なる場合がありますのでご了承ください。

経由	山北町	搬入日時	回数	令和 年 月 日
	開成町	令和 年 月 日	台数	環境課 (印)
		10:00 10:30 11:00 14:00 14:30 15:00		

令和 年 月 日付で申請のあった上記のことについて、裏面の条件を付して許可する。  
令和 年 月 日

足柄西部清掃組合長 湯川 裕司 (印)

# 搬入許可条件

- 1 廃棄物の搬入は次のことを厳守すること。
  - ①搬入時間は申請書記載の時間とし、時間を厳守すること。
  - ②廃棄物を搬入する場合には、廃棄物が飛散したり、流出したりしないようにすること。また、運搬に伴う、悪臭、騒音、振動等の公害が生じないように必要な処置を講ずること。
  - ③積み降ろし等の作業に必要な用具は持参し、自ら実施すること。
  - ④積み降ろし等の作業によって、場内を汚した場合には、速やかに清掃をすること。
- 2 搬入することができる廃棄物の種類及び量は、下記の通りとする。
  - ①搬入できる廃棄物は粗大ごみとする。
  - ②搬入量の取り扱いは5点以上から受け付けることとする。
  - ③その他組合長が許可したもの。
- 3 廃棄物の搬入者の責によって、施設、設備を損傷し、又は他に損害を与えたときは許可を受けた者において現状に回復し、又は損害賠償の責任を負うこと。
- 4 施設場内においては係員の指示に従うこと。また、事故が発生した場合には、直ちに応急処置等をするとともに、足柄西部清掃組合では、保障しないものとする。
- 5 廃棄物の計量方法は、全体重量と空車重量の2回の計量の差で測定する。計量の際には係員の指示に従うこと。
- 6 廃棄物処理手数料（ごみ処理手数料）は、当日受付窓口で支払うこと。



